

注意事項

1 提出時の留意点

提出の際は、申出手続担当者が機関の職員であることを確認できる資料(職員証、申請等取次者証明書、在職証明書、機関の名称が記載されている健康保険被保険者証等)を提示してください。**郵送の場合は、当該資料の写しを同封してください。**

2 有効期間

① 認証ID

「所属機関等に関する届出(法第19条の16)及び所属機関による届出(法第19条の17)」のシステムを利用される場合、認証IDの有効期間は、「最後にシステムを利用した時から1年間」です。

「特定技能所属機関・登録支援機関の届出」及び「日本語教育機関の告示基準に基づく報告」のシステムを利用される場合、認証IDの有効期間は、「パスワードを変更した時から1年間」です。

認証IDの有効期間が過ぎた場合は、電子届出システムが利用できなくなるため、再度利用者情報登録を行っていただく必要があります。

② パスワード

パスワードの有効期間は、パスワードを登録又は変更した日から1年間です。定期的なパスワード変更を推奨いたします。電子届出システム内の各システムにおけるパスワードの変更は、「所属機関等に関する届出及び所属機関による届出」のシステムで一括して行うことになっています。

3 通知

パスワードの再設定が完了した後、登録いただいたメールアドレスあてに、通知メールを送信します。

フリーメールや携帯電話のメールアドレスを登録されている場合や、受信拒否設定がされている場合は、「@ens-immi.moj.go.jp」ドメインを受信可能に設定してください。

メールアドレスの変更は、「所属機関等に関する届出及び所属機関による届出」のシステムで行うことができます。